

○紀南地方老人福祉施設組合会計年度任用職員の職務の等級に関する内規

(令和2年4月1日)
訓令第5号

改正 令和3年3月22日訓令第1号 令和3年12月14日訓令第2号
令和4年2月10日訓令第1号 令和5年3月30日訓令第1号
令和4年2月10日訓令第1号 令和6年3月21日訓令第1号

(目的)

第1条 この内規は、紀南地方老人福祉施設組合会計年度任用職員の給与に関する規則（令和2年紀南地方老人福祉施設組合規則第2号）第3条の規定に基づき、会計年度任用職員の職務の等級の決定等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(等級別標準職務表)

第2条 職務の等級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、次に定める標準職務表によるものとする。

標準職務表

職種	標準的な職務 (業務内容)	資格等	基礎号給		上限	
			職務の級	号給	職務の級	号給
専門職員等	高度な知識、経験、技術・技能を有することにより特に必要と認められた者 (事務局・椿園・百々千園：令和2年4月1日以前に雇用した者のうち、高度な知識、経験、技術・技能を有するして下記各職種の上限以上の額を支給することが適当と認める者)		1	1	2	93
介護職員 (主任)	主任業務を行なう者 (椿園・百々千園：主任として勤務する者)	資格なし	1	34	1	46
		初任者研修	1	35	1	47
		実務者研修	1	36	1	48
		介護福祉士	1	37	1	49
介護職員	基本的な介護業務を行なう者 (椿園・百々千園：日勤のみ勤務。パソコンによる介護記録入力なし。)	資格なし	1	17	1	24
		初任者研修	1	18	1	25
		実務者研修	1	19	1	26
		介護福祉士	1	21	1	28
	基本的な介護業務や夜勤業務を行なう者 (椿園：日勤及び夜勤を行なう。パソコンによる介護記録入力なし) (百々千園：日勤のみ。パソコンによる介護記録入力あり)	資格なし	1	19	1	25
		初任者研修	1	20	1	26
		実務者研修	1	21	1	27
		介護福祉士	1	23	1	29
	主の夜勤業務を行なう者 (椿園・百々千園：日勤及び夜勤を行なう。パソコンによる介護記録入力あり)	資格なし	1	20	1	26
		初任者研修	1	21	1	27
		実務者研修	1	22	1	28
		介護福祉士	1	25	1	31
介護支援 専門員 (主任)	主任業務を行なう者 (椿園・百々千園：主任として勤務する者)		1	41	1	49
介護支援 専門員	介護支援専門員の業務を行なう者 (椿園・百々千園：介護支援専門員の勤務を行なう。)		1	37	1	49

生活相談員 (主任)	主任業務を行なう者 (椿園・百々千園：主任として勤務する者)		1	41	1	49
生活相談員	生活相談員の業務を行なう者 (椿園・百々千園：生活相談員の勤務を行なう。)		1	37	1	49
介助員	介助業務を行なう者 (椿園・百々千園：清掃や洗濯等勤務を行なう。)		1	4	1	6
看護職員 (主任)	主任業務を行なう者 (椿園・百々千園：主任として勤務する者)		1	47	1	48
看護職員	補助的な看護業務を行なう者 (椿園・百々千園：日勤のみ。パソコンによる介護記録入力なし。)		1	40	1	45
	基本的な看護業務を行なう者 (椿園・百々千園：日勤のみ。すべての看護業務ができる。パソコンによる介護記録入力あり。)		1	41	1	46
	補助的な看護業務及び夜間待機を行なう者 (椿園・百々千園：日勤及び夜間待機ができる。パソコンによる介護記録入力なし。)		1	42	1	47
	基本的な看護業務及び夜間待機を行なう者 (椿園・百々千園：日勤及び夜間待機ができる。すべての看護業務ができる。パソコンによる介護記録入力あり。)		1	43	1	48
事務職員	事務業務を行なう者 (事務局・椿園・百々千園：事務作業ができる。)		1	19	1	26
	事務補助業務を行なう者 (事務局・椿園・百々千園：事務補助作業ができる。)		1	4	1	6
調理員 (主任)	主任業務を行なう者 (椿園・百々千園：主任として勤務する者)	資格なし	1	13	1	17
		調理師	1	14	1	18
調理員	補助的な調理業務を行なう者 (椿園・百々千園：配膳作業等ができる。)	資格なし	1	4	1	8
		調理師	1	5	1	9
		基本的な調理業務 (椿園・百々千園：味付け等、すべての調理作業ができる。)	資格なし	1	5	1
早出調理員	基本的な調理業務 (椿園・百々千園：早出調理業務ができる。)	調理師	1	6	1	10
		資格なし	1	28	1	31
早出調理員	基本的な調理業務 (椿園・百々千園：早出調理業務ができる。)	調理師	1	29	1	32
		資格なし	1	43	1	48
栄養士 (主任)	主任業務を行なう者 (椿園・百々千園：主任として勤務する者)		1	43	1	48

栄養士	栄養管理を行なう者 (椿園・百々千園：栄養士の勤務を行なう。)	1	28	1	39
宿直員	宿直業務 (椿園・百々千園：宿直ができる。)	1	2	1	4

(再雇用)

第4条 定年退職する一般職員及びフルタイム会計年度任用職員で再雇用を希望する者のうち、高度な知識、経験、技術・技能を有することにより紀南地方老人福祉施設組合が特に必要と認めた者については、再雇用することができる。

2 再雇用者の職務内容等については、再雇用者標準職務表を適用するものとする。

再雇用者標準職務表

職種	標準的な職務 (業務内容)	資格等	基礎号給		上限	
			職務の級	号給	職務の級	号給
介護職員 (主任)	主任業務を行なう者 (椿園・百々千園：主任として勤務する者)	資格なし	1	38	1	46
		初任者研修	1	39	1	47
		実務者研修	1	40	1	48
		介護福祉士	1	41	1	49
介護職員	基本的な介護業務を行なう者 (椿園・百々千園：日勤のみ勤務。パソコンによる介護記録入力なし。)	資格なし	1	24	1	24
		初任者研修	1	25	1	25
		実務者研修	1	26	1	26
		介護福祉士	1	28	1	28
	基本的な介護業務や夜勤業務を行なう者 (椿園：日勤及び夜勤を行なう。パソコンによる介護記録入力なし) (百々千園：日勤のみ。パソコンによる介護記録入力あり)	資格なし	1	25	1	25
		初任者研修	1	26	1	26
		実務者研修	1	27	1	27
		介護福祉士	1	29	1	29
	主の夜勤業務を行なう者 (椿園・百々千園：日勤及び夜勤を行なう。パソコンによる介護記録入力あり)	資格なし	1	26	1	26
		初任者研修	1	27	1	27
		実務者研修	1	28	1	28
		介護福祉士	1	31	1	31
介護支援 専門員 (主任)	主任業務を行なう者 (椿園・百々千園：主任として勤務する者)		1	41	1	49
介護支援 専門員	介護支援専門員の業務を行なう者 (椿園・百々千園：介護支援専門員の勤務を行なう。)		1	39	1	49
生活相談員 (主任)	主任業務を行なう者 (椿園・百々千園：主任として勤務する者)		1	41	1	49
生活相談員	生活相談員の業務を行なう者 (椿園・百々千園：生活相談員の勤務を行なう。)		1	39	1	49
介助員	介助業務を行なう者 (椿園・百々千園：清掃や洗濯等勤務を行なう。)		1	6	1	6
看護職員 (主任)	主任業務を行なう者 (椿園・百々千園：主任として勤務する者)		1	47	1	48

	者)					
看護職員	補助的な看護業務を行なう者 (椿園・百々千園：日勤のみ。パソコンによる介護記録入力なし。)		1	43	1	45
	基本的な看護業務を行なう者 (椿園・百々千園：日勤のみ。すべての看護業務ができる。パソコンによる介護記録入力あり。)		1	44	1	46
	補助的な看護業務及び夜間待機を行なう者 (椿園・百々千園：日勤及び夜間待機ができる。パソコンによる介護記録入力なし。)		1	45	1	47
	基本的な看護業務及び夜間待機を行なう者 (椿園・百々千園：日勤及び夜間待機ができる。すべての看護業務ができる。パソコンによる介護記録入力あり。)		1	46	1	48
事務職員	事務業務を行なう者 (事務局・椿園・百々千園：事務作業ができる。)		1	26	1	26
	事務補助業務を行なう者 (事務局・椿園・百々千園：事務補助作業ができる。)		1	6	1	6
調理員 (主任)	主任業務を行なう者 (椿園・百々千園：主任として勤務する者)	資格なし	1	17	1	17
		調理師	1	18	1	18
調理員	補助的な調理業務を行なう者 (椿園・百々千園：配膳作業等ができる。)	資格なし	1	8	1	8
		調理師	1	9	1	9
	基本的な調理業務 (椿園・百々千園：味付け等、すべての調理作業ができる。)	資格なし	1	9	1	9
		調理師	1	10	1	10
早出調理員	基本的な調理業務 (椿園・百々千園：早出調理業務ができる。)	資格なし	1	31	1	31
		調理師	1	32	1	32
栄養士 (主任)	主任業務を行なう者 (椿園・百々千園：主任として勤務する者)		1	48	1	48
栄養士	栄養管理を行なう者 (椿園・百々千園：栄養士の勤務を行なう。)		1	39	1	39

附 則 (令和2年4月1日訓令第5号)
この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月22日訓令第1号)
この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年12月14日訓令第2号)
この訓令は、令和4年1月1日から施行する。

附 則 (令和4年2月10日訓令第1号)

この訓令は、令和4年2月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月30日訓令第1号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月21日訓令第1号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。